

債券内容説明書

2021年6月23日

第59・60回国際協力機構債券

証券情報の部

独立行政法人国際協力機構

1. 本債券内容説明書 証券情報の部（以下「本証券情報説明書」といいます。）において記載する「第59回国際協力機構債券及び第60回国際協力機構債券（以下「本債券」といいます。）」は、独立行政法人国際協力機構法（平成14年法律第136号）第32条に基づき、外務大臣及び財務大臣の認可を受けた国際協力機構債券の発行に係る基本方針に則って、独立行政法人国際協力機構（以下「当機構」といいます。）が発行する債券です。
2. 本債券は政府保証の付されていない公募債券（財投機関債）です。
3. 本債券については、金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第3条第2号の規定が適用されることから、その募集について同法第4条第1項の規定による届出は行われておらず、本債券、本証券情報説明書及び債券内容説明書 発行者情報の部（2020年12月1日現在）（以下「発行者情報説明書」といいます。）に対しては、同法第2章の規定は適用されません。また、当機構が作成する財務諸表については、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明は求められておりません。
4. 本債券については、金融商品取引法第27条の31に規定される特定証券情報は作成されず、本証券情報説明書は特定証券情報を構成しません。本債券は金融商品取引法第2条第31項に規定される特定投資家以外の投資家にも販売される可能性があります。
5. 当機構の財務諸表は、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第37条により、原則として企業会計原則によるものとされ、「独立行政法人会計基準」、「独立行政法人会計基準注解」及び「独立行政法人国際協力機構の業務運営並びに財務及び会計に関する省令」（平成15年外務省令第22号）等に基づき作成しており、発行者情報説明書に掲載されています。
6. 本証券情報説明書及び発行者情報説明書はそれぞれ、インターネット上のウェブサイト（<https://www.jica.go.jp/investor/bond/result.html>）において閲覧可能です。当機構に関する詳しい情報及びその業務の特徴、また、本証券情報説明書に記載されている事項の正確な理解のためには発行者情報説明書をご参照下さい。

本証券情報説明書に関する連絡先

東京都千代田区二番町 5-25 二番町センタービル
独立行政法人 国際協力機構
財務部 財務第一課
電話番号 東京 03 (5226) 9279

目 次

	頁
第一部 証券情報	1
第1 募集要項	2
1 新規発行債券（10年債）	2
2 債券の引受け及び債券に関する事務（10年債）	6
3 新規発行債券（20年債）	7
4 債券の引受け及び債券に関する事務（20年債）	11
5 新規発行による手取金の使途	12
6 投資者の情報開示について	12
第二部 参照情報	13
第1 参照書類	14
第2 参照書類の補完情報	14

第一部 証券情報

第1 募集要項

1. 新規発行債券 (10年債)

銘柄	第59回国際協力機構債券	債券の総額	金10,000百万円
記名・無記名の別	-	発行価額の総額	金10,000百万円
各債券の金額	1,000万円	申込期間	2021年6月23日
発行価格	額面100円につき 金100円	申込証拠金	額面100円につき金100円とし、払込期日に払込金に振替充当する。 申込証拠金には利息をつけない。
利率	年0.125%	払込期日	2021年6月29日
利払日	毎年6月20日 及び12月20日	申込取扱場所	別項引受金融商品取引業者の本店 及び国内各支店
償還期限	2031年6月29日	振替機関	株式会社証券保管振替機構 東京都中央区日本橋茅場町 二丁目1番1号
募集の方法	一般募集		
利息支払の方法	<p>利息支払の方法及び期限</p> <p>1. 本債券の利息は、払込期日の翌日から本債券を償還すべき日（以下「償還期日」という。）までこれをつけ、2021年12月20日を第1回の利払期日としてその日までの分を支払い、その後、毎年6月20日及び12月20日の2回に、各その日までの前半か年分を支払う。ただし、2030年12月20日の翌日から償還期日までの利息は一括して償還期日に支払う。</p> <p>2. 2031年6月20日の翌日から償還期日までの利息を計算するとき及び半か年に満たない利息を計算するときは、半か年の日割をもって計算する。</p> <p>3. 利息を支払うべき日が銀行休業日に当たるときは、その支払は前日に繰り上げる。</p> <p>4. 償還期日後は、利息をつけない。但し、償還期日に本債券の償還を怠った場合には、償還期日の翌日から実際に独立行政法人国際協力機構（以下「当機構」という。）から別記「摘要」欄第3項に定める本債券の募集の受託会社（以下「受託会社」という。）への本債券の元利金にかかる支払が行われた日までの日数につき別記「利率」欄に定める利率により計算される金額（以下「経過利息」という。）を支払う。経過利息は、半か年の日割をもって計算する。</p>		
償還の方法	<p>1. 償還金額 額面100円につき金100円</p> <p>2. 償還の方法及び期限</p> <p>(1) 本債券の元金は、2031年6月29日にその全額を償還する。</p> <p>(2) 償還期日が銀行休業日に当たるときは、その支払は前日に繰り上げる。</p> <p>(3) 本債券の買入消却は、払込期日の翌日以降いつでもこれを行うことができる。</p>		
担保	本債券の債権者（以下「本債権者」という。）は、独立行政法人国際協力機構法（平成14年法律第136号。以下「JICA法」という。）の規定により、当機構の財産について、他の債権者に先立って自己の債権の弁済を受ける権利を有する。		
財務上の特約	担保提供制限	該当事項なし（本債券は一般担保付であり、財務上の特約は付されていない。）	
	その他の条項	該当事項なし	

1. 信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供された信用格付

(1) 株式会社格付投資情報センター（以下「R&I」という。）

本債券について、当機構はR&IからAA+の信用格付を2021年6月23日付で取得している。R&Iの信用格付は、発行体が負う金融債務についての総合的な債務履行能力や個々の債務等が約定どおりに履行される確実性（信用力）に対するR&Iの意見である。R&Iは信用格付によって、個々の債務等の流動性リスク、市場価値リスク、価格変動リスク等、信用リスク以外のリスクについて、何ら意見を表明するものではない。R&Iの信用格付は、いかなる意味においても、現在・過去・将来の事実の表明ではない。また、R&Iは、明示・黙示を問わず、提供する信用格付、又はその他の意見についての正確性、適時性、完全性、商品性、及び特定目的への適合性その他一切の事項について、いかなる保証もしていない。

R&Iは、信用格付を行うに際して用いた情報に対し、品質確保の措置を講じているが、これらの情報の正確性等について独自に検証しているわけではない。R&Iは、必要と判断した場合には、信用格付を変更することがある。また、資料・情報の不足や、その他の状況により、信用格付を取り下げることがある。

本債券の申込期間中に本債券に関して R&I が公表する情報へのリンク先は、R&I のホームページ (<https://www.r-i.co.jp/rating/index.html>) の「格付アクション・コメント」及び同コーナー右下の「一覧はこちら」をクリックして表示されるレポート検索画面に掲載されている。なお、システム障害等何らかの事情により情報を入手することができない可能性がある。その場合の連絡先は以下のとおり。

R&I：電話番号 03-6273-7471

(2) S&P グローバル・レーティング・ジャパン株式会社（以下「S&P」という。）

本債券について、当機構はS&PからA+の信用格付を2021年6月23日付で取得している。S&Pの信用格付は、発行体又は特定の債務の将来の信用力に関するS&Pの現時点における意見であり、発行体又は特定の債務が債務不履行に陥る確率を示す指標でも、信用力に対する保証でもない。またS&Pの信用格付は、証券の購入、売却若しくは保有を推奨するもの、又は債務の市場流動性若しくは流通市場における価格を示すものではない。

S&Pは信用格付の安定性を格付分析の重要な要素として織り込んだうえで、信用格付を付与している。しかしながら、信用格付はさまざまな要因により変動する可能性があり、その要因には、発行体の業績や外部環境の変化などが含まれる。

S&Pは格付分析を行う際に、信頼しうると判断した情報源（発行体を含む）から提供された情報を利用している。S&Pは、当初の格付分析又はサーベイランスのプロセスにおいて発行体やその他の第三者から受け取った情報について、監査、デュー・デリジェンス、又は独自の検証を行っておらず、またその完全性や正確性を立証する義務を負っていない。S&Pに提供された情報に、不正確な情報若しくは情報の欠落、又はその両方が含まれる可能性があり、実際に含まれる場合にはそれらが格付分析に影響を与えるおそれがある。

S&Pでは、本信用格付の分析に関し、格付意見に達するのに必要な水準を満たす品質の情報が十分に備わっていると考えている。しかしながら、S&Pによる発行体格付又は個別債務格付の付与をもって、S&Pが格付付与に際して利用した情報、又は当該信用格付若しくは関連情報の利用により得た結果について、その正確性、完全性又は適時性が保証されると見なすべきではない。

本債券の申込期間中に本債券に関して S&P が公表する情報へのリンク先は、S&P のホームページ (<http://www.standardandpoors.co.jp>) の「ライブラリ・規制関連」の「信用格付の概要（S&P グローバル・レーティング・ジャパン株式会社）」 (<http://www.standardandpoors.co.jp/pcr>) に掲載されている。なお、システム障害等何らかの事情により情報を入手することができない可能性がある。その場合の連絡先は以下のとおり。

S&P：電話番号 03-4550-8000

2. 社債、株式等の振替に関する法律の適用

本債券は、社債、株式等の振替に関する法律（平成13年法律第75号。以下「社債等振替法」という。）の規定の適用を受けるものとし、同法第67条第1項の規定により本債券の証券は発行しない。

3. 募集の受託会社

- (1) JICA 法第32条第8項に基づく本債券の募集の受託会社は、東京都所在の株式会社三井住友銀行とする。
- (2) 受託会社は、本債権者のために弁済を受け、又は本債券に基づく債権の実現を保全するために必要な一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有する。
- (3) 受託会社は、本債権者のために、公平かつ誠実に本債券の管理を行うものとする。
- (4) 受託会社は、本債権者に対し、善良な管理者の注意をもって本債券の管理を行うものとする。
- (5) 受託会社は、本債券の発行要項（以下「発行要項」という。）各項のほか、法令及び当機構と受託会社との間の2021年6月23日付第59回国際協力機構債券募集委託契約証書（以下「委託契約」という。）に定める義務及び権限を有する。本債権者は、委託契約に定める受託会社の権限及び義務に関する全ての規定の利益並びに受託会社によるかかる権限の行使及びかかる義務の履行による利益を享受することができる。
- (6) 受託会社は、法令、発行要項、委託契約及び本債券の債権者集会（以下「債権者集会」という。）の決議に違反する行為をしたときは、本債権者に対し、これによって生じた損害を賠償する責任を負う。

4. 期限の利益の喪失事由

本債券の期限の利益の喪失事由は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 当機構が別記「利息支払の方法」欄又は別記「償還の方法」欄第2項の規定に違反し、5営業日以内に履行又は治癒されないとき。
- (2) 当機構が発行する本債券以外の債券若しくはその他の借入金債務について期限の利益を喪失し、又は期限が到来しても5営業日以内にその弁済をすることができないとき、又は当機構以外の債券若しくはその他の借入金債務に対して当機構が行った保証の債務について履行義務が発生したにもかかわらず、当該債務にかかる契約上定められた保証債務を履行すべき最終日から5営業日以内にその履行をすることができないとき。但し、当該債務の合計額（邦貨換算後）が50億円を超えない場合は、この限りではない。
- (3) 当機構が解散することを定める法令及び解散の期日を定める法令が公布され、かつ当機構の解散期日の1か月前までに、本債券の債務の総額について他の法人に承継される法令が公布されていないとき。
- (4) 法令若しくは裁判所の決定により、当機構又は当機構が解散して本債券の債務を承継した法人に対して、株式会社における会社更生、特別清算その他これらに準ずる倒産処理手続に相当する手続が開始されたとき。

5. 期限の利益喪失の公告

前項の規定により当機構が本債券について期限の利益を喪失したときは、受託会社はその旨を本「摘要」欄第6項(2)に定める方法により公告する。

6. 公告の方法

- (1) 当機構又は受託会社は、本債券に関し、本債権者の利害に関係する事項であって、受託会社が本債権者に通知する必要があると認める事項がある場合は、これを公告する。
- (2) 公告は、法令又は契約に別段の定めがあるものを除き、官報並びに東京都及び大阪市で発行される各一種以上の新聞紙に掲載することにより行う。但し、重複するものがあるときは、これを省略することができる。

7. 債券原簿の公示

当機構は、その主たる事務所に本債券の債券原簿（以下「本債券原簿」という。）を備え置き、その営業時間中、一般の閲覧に供する。但し、当機構は以下の場合には本債券原簿の閲覧を拒否することができる。

- ① 当該請求を行う者がその権利の確保又は行使に関する調査以外の目的で請求を行ったとき。
- ② 当該請求を行う者が本債券原簿の閲覧又は謄写によって知り得た事実を利益を得て第三者に通報するため請求を行ったとき。
- ③ 当該請求を行う者が、過去2年以内において、本債券原簿の閲覧又は謄写によって知り得た事実を利益を得て第三者に通報したことがある者であるとき。

<p>摘 要</p>	<p>8. 発行要項の変更</p> <p>(1) 当機構は、受託会社と協議のうえ、本債権者の利害に重大なる関係を有する事項を除き、発行要項を変更することができる。</p> <p>(2) 前号に基づき発行要項が変更されたときは、当機構はその内容を公告する。但し、当機構と受託会社が協議のうえ不要と認めた場合は、この限りではない。</p> <p>9. 本債券の債権者集会</p> <p>(1) 債権者集会は、本債券の全部についてするその支払の猶予その他本債権者の利害に重大なる関係を有する事項につき決議することができる。</p> <p>(2) 債権者集会は、当機構又は受託会社がこれを招集するものとし、債権者集会の日の3週間前までに債権者集会を招集する旨及び債権者集会の目的である事項その他必要な事項を公告する。</p> <p>(3) 債権者集会は、東京都において行う。</p> <p>(4) 本債券の総額（償還済みの額を除く。又、当機構が有する本債券の金額はこれに算入しない。）の10分の1以上に当たる本債権者は、債権者集会の目的である事項及び招集の理由を記載した書面を受託会社に提出し、債権者集会の招集を請求することができる。</p> <p>(5) 本債権者は、債権者集会において、その有する本債券の金額（償還済みの額を除く。）に応じて、議決権を有するものとする。</p> <p>(6) 前号の規定にかかわらず、当機構は、その有する本債券については、議決権を有しない。</p> <p>(7) 債権者集会において決議をする事項を可決するには、議決権者（議決権を行使することができる本債権者をいう。以下本募集要項において同じ。）の議決権の総額の5分の1以上で、かつ、出席した議決権者の議決権の総額の3分の2以上の議決権を有する者の同意がなければならない。</p> <p>(8) 前号の規定にかかわらず、以下のいずれかに該当する決議をすることはできないものとし、これらに該当する決議がされた場合、かかる決議は効力を有しない。</p> <p>①債権者集会の招集の手續又はその決議の方法が法令又は発行要項の定めに従反するとき。</p> <p>②決議が不正の方法によって成立するに至ったとき。</p> <p>③決議が著しく不公正であるとき。</p> <p>④決議が本債権者の一般の利益に反するとき。</p> <p>(9) 本債権者は、本人又はその代理人によって、債権者集会に出席することができる。当機構は、その代表者を当該集会に出席させ、又は書面により意見を述べることができる。本人又はその代理人が当該集会に出席しない本債権者は、受託会社が定めるところにしたがい、書面によって議決権を行使することができる。書面によって行使した議決権の額は、出席した議決権者の議決権の額に算入する。</p> <p>(10) 債権者集会の決議は、本債券を有する全ての債権者に対し効力を有するものとし、その執行は受託会社があたるものとする。</p> <p>(11) 本項に定めるほか債権者集会に関する手續は当機構と受託会社が協議して定め、本「摘要」欄第6項(2)に定める方法により公告する。</p> <p>(12) 本項の手續に要する合理的な費用は当機構の負担とする。</p> <p>10. 元利金の支払</p> <p>本債券にかかる元利金は、社債等振替法及び別記「振替機関」欄に定める振替機関が定める社債等に関する業務規程その他の規則及び業務処理要領（以下「業務規程等」という。）にしたがって支払われる。なお、当機構は、JICA法第32条第9項及び業務規程等にしたがって、受託会社に本債券の元利金を支払うことによって、本債券の元利金にかかる債務を免責されるものとする。</p> <p>11. 募入方法</p> <p>応募超過の場合は、本募集要項「2. 債券の引受け及び債券に関する事務（10年債）」欄の引受人の代表者が適宜募入額を定める。</p> <p>12. 発行代理人及び支払代理人</p> <p>別記「振替機関」欄に定める振替機関が定める業務規程等に基づく本債券の発行代理人業務及び支払代理人業務は、株式会社三井住友銀行においてこれを取り扱う。</p>
------------	---

2. 債券の引受け及び債券に関する事務 (10年債)

	引受人の氏名又は名称	住 所	引受金額※	引受けの条件
債券の引受け	野村証券株式会社	東京都中央区日本橋一丁目13番1号	/	1. 引受人は、本債券の全額につき、連帯して買取引受を行う。 2. 本債券の引受手数料は額面100円につき金30銭とする。
	SMB C日興証券株式会社	東京都千代田区丸の内三丁目3番1号		
	岡三証券株式会社	東京都中央区日本橋一丁目17番6号		
	大和証券株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目9番1号		
	計	—	百万円 10,000	
債券に関する事務	募集の受託会社の名称	住 所		
	株式会社三井住友銀行	東京都千代田区丸の内一丁目1番2号		

※第59回国際協力機構債券は、POT方式による起債運営のため個々の引受人の引受金額の設定はない。

3. 新規発行債券 (20年債)

銘 柄	第60回国際協力機構債券	債券の総額	金10,000百万円
記名・無記名の別	-	発行価額の総額	金10,000百万円
各債券の金額	1,000万円	申込期間	2021年6月23日
発行価格	額面100円につき 金100円	申込証拠金	額面100円につき金100円とし、払込期日に払込金に振替充当する。 申込証拠金には利息をつけない。
利率	年0.457%	払込期日	2021年6月29日
利払日	毎年6月20日 及び12月20日	申込取扱場所	別項引受金融商品取引業者の本店 及び国内各支店
償還期限	2041年6月29日	振替機関	株式会社証券保管振替機構 東京都中央区日本橋茅場町 二丁目1番1号
募集の方法	一般募集		
利息支払の方法	<p>利息支払の方法及び期限</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 本債券の利息は、払込期日の翌日から本債券を償還すべき日（以下「償還期日」という。）までこれをつけ、2021年12月20日を第1回の利払期日としてその日までの分を支払い、その後、毎年6月20日及び12月20日の2回に、各その日までの前半か年分を支払う。ただし、2040年12月20日の翌日から償還期日までの利息は一括して償還期日に支払う。 2. 2041年6月20日の翌日から償還期日までの利息を計算するとき及び半年に満たない利息を計算するときは、半年の日割をもって計算する。 3. 利息を支払うべき日が銀行休業日に当たるときは、その支払は前日に繰り上げる。 4. 償還期日後は、利息をつけない。但し、償還期日に本債券の償還を怠った場合には、償還期日の翌日から実際に独立行政法人国際協力機構（以下「当機構」という。）から別記「摘要」欄第3項に定める本債券の募集の受託会社（以下「受託会社」という。）への本債券の元利金にかかる支払が行われた日までの日数につき別記「利率」欄に定める利率により計算される金額（以下「経過利息」という。）を支払う。経過利息は、半年の日割をもって計算する。 		
償還の方法	<ol style="list-style-type: none"> 1. 償還金額 額面100円につき金100円 2. 償還の方法及び期限 <ol style="list-style-type: none"> (1) 本債券の元金は、2041年6月29日にその全額を償還する。 (2) 償還期日が銀行休業日に当たるときは、その支払は前日に繰り上げる。 (3) 本債券の買入消却は、払込期日の翌日以降いつでもこれを行うことができる。 		
担保	本債券の債権者（以下「本債権者」という。）は、独立行政法人国際協力機構法（平成14年法律第136号。以下「JICA法」という。）の規定により、当機構の財産について、他の債権者に先立って自己の債権の弁済を受ける権利を有する。		
財務上の特約	担保提供制限	該当事項なし（本債券は一般担保付であり、財務上の特約は付されていない。）	
	その他の条項	該当事項なし	

2. 信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供された信用格付

(1) 株式会社格付投資情報センター（以下「R&I」という。）

本債券について、当機構はR&IからAA+の信用格付を2021年6月23日付で取得している。R&Iの信用格付は、発行体が負う金融債務についての総合的な債務履行能力や個々の債務等が約定どおりに履行される確実性（信用力）に対するR&Iの意見である。R&Iは信用格付によって、個々の債務等の流動性リスク、市場価値リスク、価格変動リスク等、信用リスク以外のリスクについて、何ら意見を表明するものではない。R&Iの信用格付は、いかなる意味においても、現在・過去・将来の事実の表明ではない。また、R&Iは、明示・黙示を問わず、提供する信用格付、又はその他の意見についての正確性、適時性、完全性、商品性、及び特定目的への適合性その他一切の事項について、いかなる保証もしていない。

R&Iは、信用格付を行うに際して用いた情報に対し、品質確保の措置を講じているが、これらの情報の正確性等について独自に検証しているわけではない。R&Iは、必要と判断した場合には、信用格付を変更することがある。また、資料・情報の不足や、その他の状況により、信用格付を取り下げることがある。

本債券の申込期間中に本債券に関して R&I が公表する情報へのリンク先は、R&I のホームページ (<https://www.r-i.co.jp/rating/index.html>) の「格付アクション・コメント」及び同コーナー右下の「一覧はこちら」をクリックして表示されるレポート検索画面に掲載されている。なお、システム障害等何らかの事情により情報を入手することができない可能性がある。その場合の連絡先は以下のとおり。

R&I：電話番号 03-6273-7471

(2) S&P グローバル・レーティング・ジャパン株式会社（以下「S&P」という。）

本債券について、当機構はS&PからA+の信用格付を2021年6月23日付で取得している。S&Pの信用格付は、発行体又は特定の債務の将来の信用力に関するS&Pの現時点における意見であり、発行体又は特定の債務が債務不履行に陥る確率を示す指標でも、信用力に対する保証でもない。またS&Pの信用格付は、証券の購入、売却若しくは保有を推奨するもの、又は債務の市場流動性若しくは流通市場における価格を示すものではない。

S&Pは信用格付の安定性を格付分析の重要な要素として織り込んだうえで、信用格付を付与している。しかしながら、信用格付はさまざまな要因により変動する可能性があり、その要因には、発行体の業績や外部環境の変化などが含まれる。

S&Pは格付分析を行う際に、信頼しうると判断した情報源（発行体を含む）から提供された情報を利用している。S&Pは、当初の格付分析又はサーベイランスのプロセスにおいて発行体やその他の第三者から受け取った情報について、監査、デュー・デリジェンス、又は独自の検証を行っておらず、またその完全性や正確性を立証する義務を負っていない。S&Pに提供された情報に、不正確な情報若しくは情報の欠落、又はその両方が含まれる可能性があり、実際に含まれる場合にはそれらが格付分析に影響を与えるおそれがある。

S&Pでは、本信用格付の分析に関し、格付意見に達するのに必要な水準を満たす品質の情報が十分に備わっていると考えている。しかしながら、S&Pによる発行体格付又は個別債務格付の付与をもって、S&Pが格付付与に際して利用した情報、又は当該信用格付若しくは関連情報の利用により得た結果について、その正確性、完全性又は適時性が保証されると見なすべきではない。

本債券の申込期間中に本債券に関して S&P が公表する情報へのリンク先は、S&P のホームページ (<http://www.standardandpoors.co.jp>) の「ライブラリ・規制関連」の「信用格付の概要（S&P グローバル・レーティング・ジャパン株式会社）」 (<http://www.standardandpoors.co.jp/pcr>) に掲載されている。なお、システム障害等何らかの事情により情報を入手することができない可能性がある。その場合の連絡先は以下のとおり。

S&P：電話番号 03-4550-8000

2. 社債、株式等の振替に関する法律の適用
 本債券は、社債、株式等の振替に関する法律（平成13年法律第75号。以下「社債等振替法」という。）の規定の適用を受けるものとし、同法第67条第1項の規定により本債券の証券は発行しない。
3. 募集の受託会社
 (1) JICA法第32条第8項に基づく本債券の募集の受託会社は、東京都所在の株式会社三井住友銀行とする。
 (2) 受託会社は、本債権者のために弁済を受け、又は本債券に基づく債権の実現を保全するために必要な一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有する。
 (3) 受託会社は、本債権者のために、公平かつ誠実に本債券の管理を行うものとする。
 (4) 受託会社は、本債権者に対し、善良な管理者の注意をもって本債券の管理を行うものとする。
 (5) 受託会社は、本債券の発行要項（以下「発行要項」という。）各項のほか、法令及び当機構と受託会社との間の2021年6月23日付第60回国際協力機構債券募集委託契約証書（以下「委託契約」という。）に定める義務及び権限を有する。本債権者は、委託契約に定める受託会社の権限及び義務に関する全ての規定の利益並びに受託会社によるかかる権限の行使及びかかる義務の履行による利益を享受することができる。
 (6) 受託会社は、法令、発行要項、委託契約及び本債券の債権者集会（以下「債権者集会」という。）の決議に違反する行為をしたときは、本債権者に対し、これによって生じた損害を賠償する責任を負う。
4. 期限の利益の喪失事由
 本債券の期限の利益の喪失事由は、次の各号に掲げるものとする。
 (1) 当機構が別記「利息支払の方法」欄又は別記「償還の方法」欄第2項の規定に違反し、5営業日以内に履行又は治愈されないとき。
 (2) 当機構が発行する本債券以外の債券若しくはその他の借入金債務について期限の利益を喪失し、又は期限が到来しても5営業日以内にその弁済をすることができないとき、又は当機構以外の債券若しくはその他の借入金債務に対して当機構が行った保証の債務について履行義務が発生したにもかかわらず、当該債務にかかる契約上定められた保証債務を履行すべき最終日から5営業日以内にその履行をすることができないとき。但し、当該債務の合計額（邦貨換算後）が50億円を超えない場合は、この限りではない。
 (3) 当機構が解散することを定める法令及び解散の期日を定める法令が公布され、かつ当機構の解散期日の1か月前までに、本債券の債務の総額について他の法人に承継される法令が公布されていないとき。
 (4) 法令若しくは裁判所の決定により、当機構又は当機構が解散して本債券の債務を承継した法人に対して、株式会社における会社更生、特別清算その他これらに準ずる倒産処理手続に相当する手続が開始されたとき。
5. 期限の利益喪失の公告
 前項の規定により当機構が本債券について期限の利益を喪失したときは、受託会社はその旨を本「摘要」欄第6項(2)に定める方法により公告する。
6. 公告の方法
 (1) 当機構又は受託会社は、本債券に関し、本債権者の利害に関係する事項であって、受託会社が本債権者に通知する必要があると認める事項がある場合は、これを公告する。
 (2) 公告は、法令又は契約に別段の定めがあるものを除き、官報並びに東京都及び大阪府で発行される各一種以上の新聞紙に掲載することにより行う。但し、重複するものがあるときは、これを省略することができる。
7. 債券原簿の公示
 当機構は、その主たる事務所に本債券の債券原簿（以下「本債券原簿」という。）を備え置き、その営業時間中、一般の閲覧に供する。但し、当機構は以下の場合には本債券原簿の閲覧を拒否することができる。
 ①当該請求を行う者がその権利の確保又は行使に関する調査以外の目的で請求を行ったとき。
 ②当該請求を行う者が本債券原簿の閲覧又は謄写によって知り得た事実を利益を得て第三者に通報するため請求を行ったとき。
 ③当該請求を行う者が、過去2年以内において、本債券原簿の閲覧又は謄写によって知り得た事実を利益を得て第三者に通報したことがある者であるとき。

<p>摘 要</p>	<p>8. 発行要項の変更</p> <p>(1) 当機構は、受託会社と協議のうえ、本債権者の利害に重大なる関係を有する事項を除き、発行要項を変更することができる。</p> <p>(2) 前号に基づき発行要項が変更されたときは、当機構はその内容を公告する。但し、当機構と受託会社が協議のうえ不要と認めた場合は、この限りではない。</p> <p>9. 本債券の債権者集会</p> <p>(1) 債権者集会は、本債券の全部についてするその支払の猶予その他本債権者の利害に重大なる関係を有する事項につき決議することができる。</p> <p>(2) 債権者集会は、当機構又は受託会社がこれを招集するものとし、債権者集会の日の3週間前までに債権者集会を招集する旨及び債権者集会の目的である事項その他必要な事項を公告する。</p> <p>(3) 債権者集会は、東京都において行う。</p> <p>(4) 本債券の総額（償還済みの額を除く。又、当機構が有する本債券の金額はこれに算入しない。）の10分の1以上に当たる本債権者は、債権者集会の目的である事項及び招集の理由を記載した書面を受託会社に提出し、債権者集会の招集を請求することができる。</p> <p>(5) 本債権者は、債権者集会において、その有する本債券の金額（償還済みの額を除く。）に応じて、議決権を有するものとする。</p> <p>(6) 前号の規定にかかわらず、当機構は、その有する本債券については、議決権を有しない。</p> <p>(7) 債権者集会において決議をする事項を可決するには、議決権者（議決権を行使することができる本債権者をいう。以下本募集要項において同じ。）の議決権の総額の5分の1以上で、かつ、出席した議決権者の議決権の総額の3分の2以上の議決権を有する者の同意がなければならない。</p> <p>(8) 前号の規定にかかわらず、以下のいずれかに該当する決議をすることはできないものとし、これらに該当する決議がされた場合、かかる決議は効力を有しない。</p> <p>①債権者集会の招集の手續又はその決議の方法が法令又は発行要項の定め違反するとき。</p> <p>②決議が不正の方法によって成立するに至ったとき。</p> <p>③決議が著しく不公正であるとき。</p> <p>④決議が本債権者の一般の利益に反するとき。</p> <p>(9) 本債権者は、本人又はその代理人によって、債権者集会に出席することができる。当機構は、その代表者を当該集会に出席させ、又は書面により意見を述べることができる。本人又はその代理人が当該集会に出席しない本債権者は、受託会社が定めるところにしたがい、書面によって議決権を行使することができる。書面によって行使した議決権の額は、出席した議決権者の議決権の額に算入する。</p> <p>(10) 債権者集会の決議は、本債券を有する全ての債権者に対し効力を有するものとし、その執行は受託会社があたるものとする。</p> <p>(11) 本項に定めるほか債権者集会に関する手續は当機構と受託会社が協議して定め、本「摘要」欄第6項(2)に定める方法により公告する。</p> <p>(12) 本項の手續に要する合理的な費用は当機構の負担とする。</p> <p>10. 元利金の支払</p> <p>本債券にかかる元利金は、社債等振替法及び別記「振替機関」欄に定める振替機関が定める社債等に関する業務規程その他の規則及び業務処理要領（以下「業務規程等」という。）にしたがって支払われる。なお、当機構は、JICA法第32条第9項及び業務規程等にしたがって、受託会社に本債券の元利金を支払うことによって、本債券の元利金にかかる債務を免責されるものとする。</p> <p>11. 募入方法</p> <p>応募超過の場合は、本募集要項「4. 債券の引受け及び債券に関する事務（20年債）」欄の引受人の代表者が適宜募入額を定める。</p> <p>12. 発行代理人及び支払代理人</p> <p>別記「振替機関」欄に定める振替機関が定める業務規程等に基づく本債券の発行代理人業務及び支払代理人業務は、株式会社三井住友銀行においてこれを取り扱う。</p>
------------	--

4. 債券の引受け及び債券に関する事務 (20年債)

債券の引受け	引受人の氏名又は名称	住 所	引受金額	引受けの条件
	野村証券株式会社	東京都中央区日本橋一丁目13番1号	百万円 2,500	1. 引受人は、本債券の全額につき、連帯して買取引受を行う。 2. 本債券の引受手数料は額面100円につき金40銭とする。
	SMB C日興証券株式会社	東京都千代田区丸の内三丁目3番1号	2,500	
	岡三証券株式会社	東京都中央区日本橋一丁目17番6号	2,500	
	大和証券株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目9番1号	2,500	
計	—	10,000		
債券に関する事務	募集の受託会社の名称	住 所		
	株式会社三井住友銀行	東京都千代田区丸の内一丁目1番2号		

5. 新規発行による手取金の使途

(1) 新規発行による手取金の額

払込金額の総額	発行諸費用の概算額	差引手取概算額
20,000 百万円	79 百万円	19,921 百万円

(注) 上記金額は、第 59 回国際協力機構債券及び第 60 回国際協力機構債券の合計金額です。

(2) 手取金の使途

上記差引手取概算額 19,921 百万円は、2021 年度中に、全額を JICA 法第 13 条第 1 項第 2 号に定める有償資金協力業務を行なうため必要な所要資金に充当する予定です（但し、石炭火力発電事業への出融資を除きます）。

なお、有償資金協力業務は、外務省が定める中期目標並びにそれに基づき作成される JICA 中期計画及び年度計画に示される JICA の基本方針に従って実施されます。当該基本方針の中では、①開発途上地域の経済成長の基礎及び原動力の確保、②開発途上地域の人々の基礎的生活を支える人間中心の開発の推進、③普遍的価値の共有、平和で安全な社会の実現、④地球規模課題への取組を通じた持続可能で強じんな国際社会の構築、が重点分野として掲げられています。

また、JICA の有償資金協力業務を含む開発協力は、国際連合及び世界銀行の基準に基づく所得階層を用いて対象となる開発途上国を選定しています。円借款については、所得階層の低い国ほど低金利の融資が受けられる供与条件を適用しています。

上記の点が評価され、当機構が発行する国際協力機構債券（JICA 債）は、国際資本市場協会のフレームワーク（注）における「ソーシャルボンド」の特性に従った債券である旨のセカンド・オピニオンを、独立した第三者機関である株式会社日本総合研究所より 2016 年 8 月 24 日付で取得（2017 年 8 月 10 日付及び 2021 年 6 月 16 日付更新）しています。

同オピニオンでは、「『JICA 債』を SBP が示す 4 項目に基づきレビューした結果、『JICA 債』は SBP が示す、社会課題への対応を目的とした『ソーシャルボンド』の特性に従うものとして評価する。」との評価がされています。よって、本債券も「ソーシャルボンド」の特性に従った債券となります。

(注) 国際資本市場協会（International Capital Market Association、ICMA）は、2016 年 6 月に、自主的ガイドラインとして、グリーンボンド原則（Green Bond Principles、GBP）及びその付属資料であるソーシャルボンドのガイダンス（SOCIAL BONDS - GUIDANCE FOR ISSUERS）を公表しました。なお、ICMA は 2017 年 6 月に同付属資料を改訂した上でソーシャルボンド原則（The Social Bond Principles、SBP、2020 年 6 月及び 2021 年 6 月更新）を公表しています。

【参考】セカンド・オピニオン（発行者：株式会社日本総合研究所）

https://www.jica.go.jp/investor/bond/ku57pq00001qs7yu-att/Second_Opinion.pdf

6. 投資者の情報開示について

第 59 回国際協力機構債券及び第 60 回国際協力機構債券の購入を予定している投資者の名称、投資方針や検討状況、需要額・希望価格及び最終的な購入金額等の情報（個人情報を除く。）については、主幹事である野村證券株式会社、SMB C 日興証券株式会社、岡三証券株式会社及び大和証券株式会社に対して投資者より情報開示にかかる不同意の申出がない限り、各主幹事を通じて、必要に応じて当機構に開示、提供及び共有される予定です。

なお、当機構は当該情報について、本債券の募集又は発行に関する目的以外には使用しません。

第二部 参 照 情 報

第1 参照書類

当機構の経理の状況その他の事業の内容に関する重要な事項及びその他の事項については、以下に掲げる書類をご参照下さい。

以下に掲げる書類については、当機構ホームページ (<https://www.jica.go.jp/investor/bond/result.html>) に掲載されています。

「債券内容説明書 発行者情報の部 (2020年12月1日現在)」

第2 参照書類の補完情報

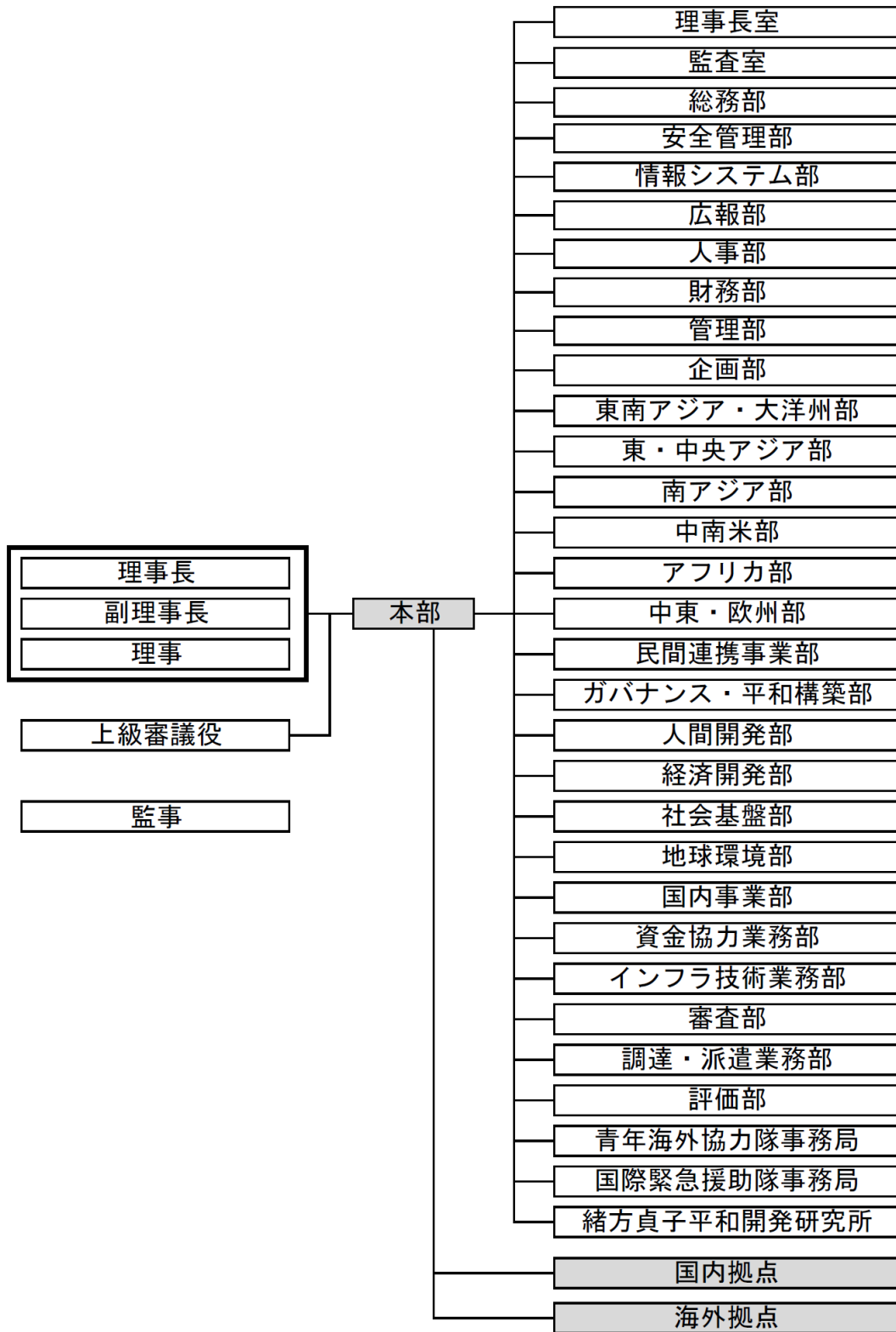
上記に掲げた参照書類としての債券内容説明書 発行者情報の部 (2020年12月1日現在) (以下「発行者情報説明書」という。)に記載された発行者情報について、発行者情報説明書の作成日以後、本債券内容説明書証券情報の部作成日 (2021年6月23日) までの間において、以下のとおり変更及び追記すべき事項が生じております (変更箇所は下線で示しております)。なお、発行者情報説明書には将来に関する事項が記載されておりますが、以下に記載された事項を除き、本債券内容説明書証券情報の部作成日 (2021年6月23日) 現在においてもその判断に変更はありません。

第1 発行者の概況

3. 事業の内容

3-1. 当機構の概要

(3) 組織図 (2021年4月1日現在)



3-2. 当機構の業務内容

(1) 業務の種類

② 有償資金協力 (JICA 法第 13 条第 1 項第 2 号)

(前略)

また日本政府及び当機構は、民間セクターを通じた開発途上地域の開発促進のため、開発途上地域において民間企業等が実施する開発事業を出資、融資により支援する海外投融資機能の再開に係る議論を進めました。2012年10月16日のパッケージ型インフラ海外展開関係大臣会合においてその本格再開が決定され、2021年5月末現在、当機構として48件の投融資案件を調印しております。今後も開発効果が高く、かつ既存の金融機関では対応できない案件について、内容を精査しつつ積極的に取り組んでいきます。

円借款供与条件表

(2021年4月1日以降に事前通報を行う案件に適用)

所得階層	一人当たり GNI (2019年)	条件	適用金利	基準/ オプション	金利 (%)	償還 期間 (年)	うち 据置期間 (年)	調達条件
LDCかつ貧困国 ^(注1) (US\$ 1,035 以下)		—			0.01	40	10	アンタイド
L D C 又は 貧 困 国 (US\$ 1,035 以下)	ハイスペック (注2: 以下同じ)	固定金利	基準		0.25	30	10	アンタイド
			オプション1		0.20	25	7	
			オプション2		0.15	20	6	
			オプション3		0.10	15	5	
	優先条件 (注3: 以下同じ)	変動金利 (注4: 以下同じ)	長期オプション		¥ LIBOR+35bp	40	<u>10</u>	
			基準		¥ LIBOR+25bp	30	10	
			オプション1		¥ LIBOR+20bp	25	7	
			オプション2		¥ LIBOR+15bp	20	6	
		オプション3		¥ LIBOR+10bp	15	5		
		固定金利	基準		<u>0.55</u>	30	10	
			オプション1		<u>0.45</u>	25	7	
			オプション2		0.30	20	6	
	オプション3			0.20	15	5		
	一般条件	変動金利	長期オプション		¥ LIBOR+45bp	40	<u>10</u>	
			基準		¥ LIBOR+35bp	30	10	
			オプション1		¥ LIBOR+30bp	25	7	
			オプション2		¥ LIBOR+25bp	20	6	
		オプション3		¥ LIBOR+20bp	15	5		
		固定金利	基準		<u>0.65</u>	30	10	
			オプション1		<u>0.55</u>	25	7	
オプション2				0.40	20	6		
オプション3			0.30	15	5			
低・中所得国	US\$ 1,036 以上	ハイスペック	固定金利	基準		0.50	30	10
				オプション1		0.45	25	7
				オプション2		0.40	20	6
				オプション3		0.35	15	5
	US\$ 4,045 以下	優先条件	変動金利	長期オプション		¥ LIBOR+85bp	40	<u>10</u>
				基準		¥ LIBOR+65bp	30	10
				オプション1		¥ LIBOR+55bp	25	7
				オプション2		¥ LIBOR+45bp	20	6

				オプション3	¥ LIBOR+35bp	15	5		
			固定金利	基準	0.95	30	10		
				オプション1	0.80	25	7		
				オプション2	0.60	20	6		
				オプション3	0.45	15	5		
		一般条件	変動金利	長期オプション	¥ LIBOR+105bp	40	10		
					基準	¥ LIBOR+85bp	30	10	
					オプション1	¥ LIBOR+75bp	25	7	
					オプション2	¥ LIBOR+65bp	20	6	
				オプション3	¥ LIBOR+55bp	15	5		
				固定金利	基準	1.15	30	10	
					オプション1	1.00	25	7	
					オプション2	0.80	20	6	
			オプション3		0.65	15	5		
中進国以上	US\$ 4,046以上	ハイスpekク	固定金利	基準	0.70	30	10	アンタイト	
				オプション1	0.65	25	7		
				オプション2	0.60	20	6		
				オプション3	0.55	15	5		
		優先条件	変動金利	長期オプション	¥ LIBOR+105bp	40	10		
				基準	¥ LIBOR+85bp	30	10		
				オプション1	¥ LIBOR+75bp	25	7		
				オプション2	¥ LIBOR+65bp	20	6		
		固定金利	固定金利	基準	1.15	30	10		
				オプション1	1.00	25	7		
				オプション2	0.80	20	6		
				オプション3	0.65	15	5		
		一般条件	変動金利	長期オプション	¥ LIBOR+125bp	40	10		
				基準	¥ LIBOR+105bp	30	10		
				オプション1	¥ LIBOR+95bp	25	7		
				オプション2	¥ LIBOR+85bp	20	6		
固定金利	固定金利		オプション3	¥ LIBOR+75bp	15	5			
			基準	1.35	30	10			
			オプション1	1.20	25	7			
			オプション2	1.00	20	6			
オプション3	0.85	15	5						
STEP ^(注5)		固定金利	基準	0.10	40	10	タイト		
コンサルティングサービス	コンサルティングサービス部分の金利は0.01%とし、償還期間及び据置期間並びに調達条件は本体部分と同様とする。								
プログラム借款オプション	協調融資の場合は譲許性を確保しつつ、協調融資先の償還期間と同一にすることができる。								
<p>(注1) LDCかつ貧困国は分野にかかわらず0.01%、40年(10年)を適用。LDCかつ貧困国から上位の所得階層に移行する際は、直ちに適用金利を変更せず、3年間の移行期間を設定。</p> <p>(注2) ハイスpekク借款は、「質の高いインフラ」を推進すると特に認められるプロジェクト借款案件に適用(適用に当たっては具体的な案件毎に検討)。</p> <p>(注3) 優先条件が適用されるのは、環境・気候変動分野、保健・医療分野、防災分野及び人材育成分野。</p> <p>(注4) 円LIBOR(6か月物)部分のみ変動し、スプレッドは固定するFixed Spread Loanを適用。変動金利の下限金利は0.1%とする。</p>									

(注5) STEP (本邦技術活用条件) は、OECD ルール上タイト借款が供与可能な案件のうち、我が国の優れた技術やノウハウを活用するものとして途上国から本条件適用の要請があるもので、かつ我が国の事業者の有する技術やノウハウが必要かつ実質的に活かされる案件に適用。STEP 対象国は、OECD 公的輸出信用アレンジメント上タイト借款が供与可能な国。但し、LDC (国連開発計画委員会のLDC リスト掲載ページを参照) を除く。

(注6) 災害復旧分野 (災害復旧スタンド・バイ借款を含む) は所得階層にかかわらず0.01%、40年 (10年) を適用。災害復旧スタンド・バイ借款は、外貨返済型円借款が適用可能な償還期間 (据置期間) である20年 (6年) 、15年 (5年) も選択可能とする。

(注7) PPP インフラ信用補完スタンド・バイ借款は所得階層にかかわらず変動金利のみとし、金利6か月¥ LIBOR+30~50bp、償還期間は最長40年 (最長コミットメント期間=30年+10年) の範囲内で個別に設定する。ただし、短期流動性支援の場合は、10年を償還期間とする。

(参考)

・EPSA (アフリカの民間セクター開発のための共同イニシアティブ) ソブリン向けは、所得階層に応じて、優先条件を適用 (ただし、LDC かつ貧困国については、0.01%、40年 (10年) を適用) 。

・IMF のプログラムが順調に進んでいる国及び IDA グラント供与国については、IMF の譲許性基準を満たすよう供与条件を変更することができる。

・一般条件及び優先条件の固定金利については、市場実勢を踏まえ、変動金利と等価の金利水準となるよう、定期的に見直すものとする。

・中進国以上は固定金利も選択可能であるが、原則変動金利を適用するものとする。

借款対象国所得階層分類

2021年4月改定

所得階層	一人当たり GNI	
L D C かつ 貧困国 (US\$ <u>1,035</u> 以下)		アフガニスタン、イエメン、ウガンダ、エチオピア、エリトリア、ガンビア、ギニア、ギニアビサウ、コンゴ民主共和国、シエラレオネ、スーダン、ソマリア、チャド、中央アフリカ、トーゴ、ニジェール、ハイチ、ブルキナファソ、ブルンジ、マダガスカル、マラウイ、マリ、南スーダン、モザンビーク、リベリア、ルワンダ
L D C 又は 貧困国 (US\$ <u>1,036</u> 以下)		アンゴラ、カンボジア、キリバス、コモロ、サントメ・プリンシペ、ザンビア、ジブチ、シリア、セネガル、ソロモン諸島、タジキスタン、タンザニア、ツバル、ネパール、バングラデシュ、東ティモール、ブータン、ベナン、ミャンマー、モーリタニア、ラオス、レソト
低・中所得国	US\$ <u>1,036</u> 以上	アルジェリア、インド、ウクライナ、ウズベキスタン、エジプト、エスワティニ、エルサルバドル、ガーナ、カーボベルデ、カメルーン、キルギス、ケニア、コートジボワール、コンゴ共和国、ジンバブエ、スリランカ、チュニジア、ナイジェリア、ニカラグア、パキスタン、バヌアツ、パプアニューギニア、フィリピン、ベトナム、ボリビア、ホンジュラス、ミクロネシア、モルドバ、モロッコ、モンゴル
	US\$ <u>4,045</u> 以下	
中進国以上	US\$ <u>4,046</u> 以上	アゼルバイジャン、アルゼンチン、アルバニア、アルメニア、アンティグア・バーブーダ、イラク、イラン、インドネシア、エクアドル、ガイアナ、カザフスタン、ガボン、北マケドニア、キューバ、グアテマラ、グレナダ、コスタリカ、コソボ、コロンビア、サモア、ジャマイカ、ジョージア、スリナム、赤道ギニア、セルビア、セントビンセント・グレナディーン、セントルシア、タイ、ドミニカ共和国、ドミニカ国、トルクメニスタン、トルコ、トンガ、ナウル、ナミビア、ニウエ、パナマ、パラオ、パラグアイ、フィジー、ブラジル、ベネズエラ、ベラルーシ、ベリーズ、ペルー、ボスニア・ヘルツェゴビナ、ボツワナ、マーシャル諸島、マレーシア、南アフリカ、メキシコ、モリシヤス、モルディブ、モンテネグロ、ヨルダン、リビア、レバノン

(注) 下線が付けられた国は2021年4月時点でSTEPが適用可能な国。

3-3. 当機構の財務

(3) 資金調達概要

② 有償資金協力勘定の資金調達

(i) 財政融資資金借入金

2021年度における財政融資資金の借入条件は以下のとおりです。

金利種別	借入期間、返済方法等	借入金利	資金用途
固定	15年（据置6年後元金均等償還、借入上限 844億円）	借入期間に応じ、国債の流通利回りを基準として、償還方法や据置期間等の償還形態の違いを反映した上で財務大臣が決定	有償資金協力業務
固定	20年（据置6年後元金均等償還、借入上限 1,000億円）		
固定	25年（据置6年後元金均等償還、借入上限 1,050億円）		
固定	30年（据置6年後元金均等償還、借入上限 1,300億円）		
固定	35年（据置6年後元金均等償還、借入上限 1,350億円）		
固定	40年（据置6年後元金均等償還、借入上限 600億円）		

(ii) 政府保証外債

当機構は2014年より政府保証外債の発行を開始し、これまでに合計 30.8億米ドル を発行しました。

	発行日	発行額
第1次	2014年 11月 13日	5億米ドル
第2次	2016年 10月 20日	5億米ドル
第3次	2017年 4月 27日	5億米ドル
第4次	2018年 6月 12日	5億米ドル
第5次	2020年 7月 22日	5億米ドル
第6次	2021年 4月 28日	<u>5.8億米ドル</u>

(iii) 財投機関債

旧JBICの海外経済協力勘定では財投機関債による資金調達を行っていませんでしたが、当機構が同勘定を承継し一元的な援助実施機関として新たに発足したことから、「特殊法人等については、財投機関債の公募発行により市場の評価に晒されることを通じ、運営効率化のインセンティブを高める」という財政投融資制度改革の趣旨を踏まえ、当機構自身の信用力に依拠した資金調達として、国際協力機構債券の発行を開始し、これまでに合計 7,300億円 を発行致しました。

(中略)

	発行日	発行額
第1回国際協力機構債券	2008年 12月 19日	300億円
第2回国際協力機構債券	2009年 6月 19日	300億円
第3回国際協力機構債券	2009年 12月 16日	200億円

第4回国際協力機構債券	2010年 6月18日	200億円
第5回国際協力機構債券	2010年 9月15日	200億円
第6回国際協力機構債券	2010年 12月15日	200億円
第7回国際協力機構債券	2011年 6月16日	200億円
第8回国際協力機構債券	2011年 9月26日	150億円
第9回国際協力機構債券	2011年 9月26日	50億円
第10回国際協力機構債券	2011年 12月20日	100億円
第11回国際協力機構債券	2011年 12月20日	100億円
第12回国際協力機構債券	2012年 6月22日	100億円
第13回国際協力機構債券	2012年 6月22日	100億円
第14回国際協力機構債券	2012年 9月24日	100億円
第15回国際協力機構債券	2012年 9月24日	100億円
第16回国際協力機構債券	2012年 12月26日	100億円
第17回国際協力機構債券	2012年 12月26日	100億円
第18回国際協力機構債券	2013年 6月20日	100億円
第19回国際協力機構債券	2013年 6月20日	100億円
第20回国際協力機構債券	2013年 9月20日	100億円
第21回国際協力機構債券	2013年 9月20日	100億円
第22回国際協力機構債券	2013年 12月24日	100億円
第23回国際協力機構債券	2014年 2月21日	100億円
第24回国際協力機構債券	2014年 6月20日	100億円
第25回国際協力機構債券	2014年 6月20日	100億円
第26回国際協力機構債券	2014年 9月22日	100億円
第27回国際協力機構債券	2014年 9月22日	100億円
第28回国際協力機構債券	2014年 12月22日	100億円
第29回国際協力機構債券	2015年 6月22日	100億円
第30回国際協力機構債券	2015年 6月22日	100億円
第31回国際協力機構債券	2015年 9月24日	100億円
第32回国際協力機構債券	2015年 9月24日	100億円
第33回国際協力機構債券	2015年 12月21日	100億円
第34回国際協力機構債券	2016年 2月12日	100億円
第35回国際協力機構債券	2016年 6月20日	100億円
第36回国際協力機構債券	2016年 6月20日	100億円
第37回国際協力機構債券	2016年 9月20日	200億円
第38回国際協力機構債券	2016年 9月20日	150億円
第39回国際協力機構債券	2017年 2月20日	50億円

第40回国際協力機構債券	2017年 6月28日	100億円
第41回国際協力機構債券	2017年 6月28日	100億円
第42回国際協力機構債券	2017年 9月20日	200億円
第43回国際協力機構債券	2017年 12月20日	200億円
第44回国際協力機構債券	2018年 6月28日	150億円
第45回国際協力機構債券	2018年 6月28日	100億円
第46回国際協力機構債券	2018年 9月20日	200億円
第47回国際協力機構債券	2018年 12月20日	150億円
第48回国際協力機構債券	2019年 6月20日	100億円
第49回国際協力機構債券	2019年 6月20日	100億円
第50回国際協力機構債券	2019年 9月20日	120億円
第51回国際協力機構債券	2019年 12月20日	180億円
第52回国際協力機構債券	2020年 3月19日	100億円
第53回国際協力機構債券	2020年 6月26日	100億円
第54回国際協力機構債券	2020年 6月26日	130億円
第55回国際協力機構債券	2020年 9月28日	100億円
第56回国際協力機構債券	2020年 9月28日	120億円
第57回国際協力機構債券	2020年 12月25日	100億円
第58回国際協力機構債券	2020年 12月25日	50億円

(中略)

なお、有償資金協力勘定の過年度の資金調達実績及び2021年度予算は以下のとおりです。

(単位：億円)

	2016年度 実績	2017年度 実績	2018年度 実績	2019年度 実績	2020年度 予算 (補正後)	2021年度 予算
財政投融资	2,540	4,576	3,866	2,319	8,202	6,784
うち財政融資資金借入金	2,030	4,026	3,321	2,319	7,542	6,144
うち政府保証債	510	550	545	0	660	640
政府一般会計からの出資金	1,301	452	460	673	514	470
財投機関債	600	600	600	600	800	1,400
回収金等によるその他自己資金等	4,605	5,758	5,967	7,483	6,984	6,346
合計	9,046	11,385	10,894	11,075	16,500	15,000

4. 関係会社等の状況

4-2. 当機構が行う資金業務としての出資について

(1) 有償資金協力業務における出資業務

当機構が行う有償資金協力業務には、我が国又は開発途上地域の法人等その他の外務大臣が定める者に対して、その行う開発事業の遂行のため特に必要があるときは出資をすること（海外投融資）が含まれます（JICA 法第 13 条第 1 項第 2 号ロ）。2020 年度は、「COVID-19 Emerging & Frontier Markets MSME Support Fund」に対して、新たに出資契約を締結しました。今後も開発効果が高く、かつ既存の金融機関では対応が困難な案件について、内容を精査しつつ積極的に取り組んでいきます。

第 2 事業の状況

2. 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等

(2) ODA に関する政策目標・国際公約の遂行

・「インフラシステム海外展開戦略 2025」（令和 2 年 12 月）

同戦略は日本経済の成長に向けて新興国等の膨大なインフラ需要を我が国の成長に取りこむために、ODA を含む官民一体となった取組を推進していくことを示した従来の「インフラシステム輸出戦略」を抜本的に見直し、インフラ市場をめぐる急速な環境変化を踏まえ、今後 5 年間を見据えた新たな目標を掲げた新戦略です。新戦略の目的は下記 3 本柱とされています。

- (1) カーボンニュートラル、デジタル変革への対応等を通じた、産業競争力の向上による経済成長の実現
- (2) 展開国の社会課題解決・SDGs 達成への貢献
- (3) 質の高いインフラの海外展開の推進を通じた、「自由で開かれたインド太平洋」の実現等の外交課題への対応

「インフラシステム海外展開戦略 2025」（令和 2 年 12 月）

<https://www.kantei.go.jp/jp/singi/keikyuu/dai49/siryuu2.pdf>

3. 事業等のリスク

当機構の事業その他に関するリスクについて、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性があると考えられる主な事項を記載しております。また、必ずしもそのようなリスク要因に該当しない事項についても、投資者の投資判断上、重要であると考えられる事項については、投資者に対する積極的な情報開示の観点から以下に開示しております。以下の各項においては、将来に関する事項が含まれておりますが、当該事項は 2021 年 6 月 1 日現在において判断したものであります。当機構では、当機構の業務に付随する直接的・間接的なさまざまなリスクが存在することを認識し、このようなリスクの把握、分析及び管理を以下に示すとおり積極的に進めていく方針です。

(1) 有償資金協力勘定に特有なリスク

有償資金協力業務（円借款等）を行うにあたっては、信用リスク、市場リスク、流動性リスク、オペレーショナルリスクなどのさまざまなリスクを伴います。こうしたリスクの内容や大きさ、あるいは対処の方法は一般の金融機関と異なりますが、一般の金融機関のリスク管理手法を援用しながら、円借款債権等を適切に管理することが重要と考えます。

具体的には、有償資金協力業務におけるリスク管理を組織的に対応すべき経営課題と位置づけ、「独立行政法人国際協力機構有償資金協力勘定統合的リスク管理規程」を策定し、同規程のなかで、有償資金協力勘定が業務の過程でさらされているさまざまなリスクを識別、測定およびモニタリングし、業務の適切性の確保や適正な損益水準の確保を図ることを目的と定めています。その目的に資するため、有償資金協力勘定リスク管理委員会を設置し、統合的リスク管理に関する重要事項を審議しています。当機構は、このようにさまざまなリスク発生の可能性を認識した上で、発生の回避及び発生した場合の適正な対応に努めておりますが、当該リスクが顕在化した場合は、当機構の業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。また、新型コロナウイルス感染症の世界的拡大の動向によっては、主に信用リスクの顕在化により当機構の業績及び財政状態に影響が生じる可能性があります。

① 信用リスク

信用リスクとは、与信先の信用状態の悪化などにより債権の回収が不可能又は困難になり、損失を被るリスクです。有償資金協力業務の主たる業務は融資業務であり、信用リスク管理は重要な位置を占めます。与信の大半を占める円借款に伴うソブリンリスク（外国政府・政府機関向け与信に伴うリスク）については、公的機関として相手国政府関係当局や国際通貨基金（IMF）・世界銀行などの国際機関あるいは地域開発金融機関、先進国の開発金融機関や民間金融機関との意見交換を通じて、融資先となる外国政府、政府機関や相手国の政治経済に関する情報を幅広く収集し、評価しています。海外投融資においては、企業向け与信に伴うリスクを評価しています。

新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の影響について、当機構は、2021年度以降は追加の財政出動やワクチン接種拡大により、経済活動が回復していくとの仮定を置いています。当該仮定については、国際通貨基金（IMF）が2021年4月に公表した世界経済見通し（WEO）のベースラインシナリオとも整合しています。当該仮定を基本として、債務者の個別の事情等も勘案し、2020年度期末において貸倒引当金及び偶発損失引当金を計上しております。なお、依然として不確実性が高い環境が世界的に続くことも想定されることから、今後、当機構の債務者の中長期の財政状況等が想定を超えて悪化する事象等が生じる場合には、信用格付の低下を通じて2021年9月期以降の貸倒引当金及び偶発損失引当金の計上額に影響を与える可能性があります。

なお、2020年3月に世界銀行及び国際通貨基金（IMF）が一部の開発途上国の流動性のニーズを支援することを目的として、一時的な債務支払猶予を求める書簡を公表し、2020年4月には20か国財務大臣・中央銀行総裁会議及びパリクラブ（主要国債権国会合）において債務支払猶予イニシアティブ（DSSI）が合意されました。2020年10月～11月の20か国財務大臣・中央銀行総裁会議及び同特別会合において、DSSIに基づく債務支払猶予期間の2021年6月末までの6か月間の延長、及びDSSI後の債務措置に係る共通枠組を合意、さらに2021年4月の20か国財務大臣・中央銀行総裁会議において、DSSIに基づく債務支払猶予期間を2021年12月まで再延長が合意されました。これら同イニシアティブに基づく債務支払猶予は、当機構の利息収入等に影響を与えています。また、DSSI後の債務措置に係る共通枠組の動向によっては、今後も影響を与える可能性があります。

(4) 既発行済債券の連帯債務について

JICA法附則第4条において、当機構が旧JBICの義務を承継した時は、当該承継の時において発行されているすべての国際協力銀行債券に係る債務については、当機構及び株式会社国際協力銀行が連帯して弁済の責めに任ずると規定されております。

上記に基づき当機構が連帯債務を負う、株式会社国際協力銀行が承継した国際協力銀行既済債券の残高は以下のとおりです。（2021年3月31日時点）

なお、2011年4月28日に成立した株式会社国際協力銀行法においては、上記の連帯債務は当機構及び株式会社国際協力銀行が連帯して弁済の責めに任ずるとされています。

財投機関債	20,000,000,000円
-------	-----------------